

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和7年1月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 2400216 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (国) 第 2400014 号

第1 結論

平成2年6月から同年8月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成2年6月から同年8月まで

請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付を両親が行っていたと思う。

また、平成10年頃、年金住宅融資を利用して新築住宅を購入する際、国民年金保険料の未納があると年金の住宅ローンの審査は通らないと説明を受け、その後の審査で保険料は全納している旨の回答を受けた記憶があるが、請求期間が未加入による未納になっていることに納得できないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金の加入手続（厚生年金保険から国民年金への切替手続）及び保険料の納付を両親が行っていたと思う旨主張しているが、両親はいずれも亡くなっているため、加入手続及び保険料の納付状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者は、平成2年3月1日に国民年金の被保険者資格を喪失後、平成5年1月1日に被保険者資格を再取得しており、請求期間は国民年金の未加入期間であることから、制度上、当該期間の国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の請求期間当時の住所地であるA市の回答及び陳述によると、請求者は、平成2年3月2日に国民健康保険の被保険者資格を喪失後、平成5年1月6日に被保険者資格を再取得していることから、請求期間の国民健康保険の記録についても確認することができない。

加えて、A市は、請求期間の国民年金加入者が同市に提出した国民年金の届出に関する資料及び受付状況を確認できる資料並びに請求者に係る国民年金の加入状況及び国民年金保険料の納付状況を確認できる資料について、保存期間経過のため保管していない旨回答している。

一方、請求者は、年金住宅融資を利用して新築住宅を購入する際、国民年金に未納があると融資の審査は通らないと説明を受けた記憶がある旨主張し、社団法人B県年金福祉協会が発行した貸付決定のお知らせ（平成11年4月28日付け）（写）を提出しているところ、当時、融

資事業を行っていた年金福祉事業団を承継している独立行政法人福祉医療機構の回答及び陳述から判断すると、請求期間が未加入期間であったとしても、請求者は、当該期間を除く厚生年金保険の被保険者期間又は国民年金の保険料納付済期間により融資を受けるための要件は満たしていたものと考えられる。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。